

【作成メモ】教育委員意見より、北本市教育振興基本計画の基本理念「共に学び」の部分を加え、目指すクラス像を強調する表現にあらためました。

資料 18 追加資料

【適正な学校規模の設定理由】

～ 北本市では共に学び合うクラス環境を大切にします ～

①学校規模（1校あたりの学級数）

北本市教育振興基本計画の基本目標Ⅱ「豊かな心と健やかな体の育成」に掲げる目標の趣旨・取組として、他人を思いやる心や公共の精神を養成すること、児童生徒の健康の保持増進及び体力向上を図ること、そして交通安全や防災などの安全教育の推進などを掲げ、こうした様々な教育活動を各学校において展開していくこととなります。

これらの取組を円滑に進め、その効果を存分に発揮させるためには、1学年あたりの学級数が複数の学級で構成され、同じ学年のクラス間において、協力し合い、刺激し合うことが望ましいと考えられるほか、複数の学級構成により、教員が多く配置されることで、学校全体の「教育力の維持」につながることを期待できます。

「学校規模等に関する意識調査」を通じた保護者・教員の方々の意向においても、小・中学校ともに、各学年でクラス替えが行えるような規模であることを多く望んでいますが、本市の児童生徒数の推移や今後の見込み、さらに学校区別人口等を勘案した場合、各学校における全体の学級数の上限は、埼玉県の基準に準拠するものの、その下限については弾力的に取り扱う必要があります。

このため、小学校については、おおむね半分の学年の中でクラス替えが行える規模についても許容範囲と考え、適正規模となる全体の学級数の下限を9学級以上として設定しました。

また、中学校については、複数の小学校区より構成されることから、1学年あたりの学級数を3学級以上、全体の学級数を9学級以上としました。

但し、本市の小学校区の地理的事実等も勘案して、中学校の適正規模については、6学級以上8学級以下も許容範囲とする弾力的なものとししました。

※本市では、児童生徒の発達段階に応じた「きめ細かな指導」を重視することから、通常学級において、2つ以上の学年を1つとした「複式学級」による編制は、原則行わないものとします。